

博物館学芸員課程 履修要項

1. 博物館学芸員とは

博物館学芸員課程とは、博物館法および同法施行規則に定める所定の単位を修得して、学芸員となる資格を得るための課程であり、本学の国際学部に設置している課程(学則第7条の5項)であるが、他の学部の者も履修することができる。

学芸員とは、博物館資料の収集、保管、展示および調査研究、その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる職員である。(博物館法第4条第4項)

博物館を専門的に大別すると、人文科学系と自然科学系に分かれ、更に細かな分野別では歴史学・民俗学・動物学・植物学などに分かれる。

博物館には、狭義の「博物館」の他、「美術館」・「資料館」・「郷土館」・「動物園」・「天文館」なども含まれ、学芸員はこうした博物館に必ず置かなくてはならない専門的職員とされている。

2. 資格取得の要件

本学で博物館学芸員の資格を取得するためには次の要件を満たさなければならない。

- (1) 学士の学位を有すること。
- (2) 本学博物館学芸員課程受講申込みの手続きを行い、所定の単位を修得すること。

3. 学芸員資格取得に必要な科目

博物館法施行規則に定める科目	本学の開設科目			
	授業科目	単位	配当年次	資格取得要件
生涯学習概論	生涯学習概論	2	1	必修
博物館概論	博物館概論	2	1	
博物館経営論	博物館経営論	2	2	
博物館資料論	※博物館資料論	2	2	
博物館資料保存論	博物館資料保存論	2	2	
博物館展示論	※博物館展示論	2	2	
博物館情報・メディア論	博物館情報・メディア論	2	2	
博物館教育論	博物館教育論	2	2	
博物館実習	博物館実習Ⅰ	1	3	
	博物館実習Ⅱ	2	3	
—	博物館特論	2	2	

注) (1) 網掛けの科目は共通科目のため、制限内登録とし、卒業必要単位数に充当される。

(2) ※印の科目は国際学部のみ制限内登録とし、卒業必要単位数に充当される。

(3) 上記以外の資格課程科目は制限外登録とし、卒業必要単位数に充当されない。

(4) 2年次以上配当の資格課程科目を受講する場合は、受講料を納入しなければならない。

(受講料:20,000円)

4. 博物館実習について

「博物館実習」(3年次配当)は学内実習と講義、見学実習、および学外実習によって構成され、これらを総合して評価する。また、博物館実習を受講するためには以下の要件を満たしていることが望ましい。なお、実習が授業期間中に実施される場合は、試験やオリエンテーション等に十分留意のうえ、実習期間等について実習館側と相談しておくこと。

- ① 2年次終了時に、学芸員課程の単位を除き66単位以上修得していること。
- ② 博物館に関する科目のうち、「生涯学習概論」「博物館概論」「博物館経営論」「博物館資料論」「博物館資料保存論」「博物館展示論」「博物館情報・メディア論」「博物館教育論」8科目16単位を修得していること。

5. 学外実習に際しての注意事項

- ① 服装は、本学学生として品位あるものとし、華美なものや奇抜なものは避けること。
- ② 実習期間中は、健康管理につとめ、入退館時刻・服務態度は厳正であること。なお、やむを得ない事由により欠席・遅刻・早退する時は、必ず事前に指導学芸員および大学(教務課)に連絡すること。
- ③ 「博物館実習」は、同課程履修の総仕上げの科目であることを十分認識し、真摯な態度で実習を行うこと。また、指導学芸員の方をはじめ、館内勤務の方々は、時間をさいて実習の機会を与えてくださっているため、決して迷惑をかけることのないよう注意すること。特に館内の展示物等は、金銭に代え難い貴重な文化財であることを十分認識のうえで慎重に実習を行うこと。
- ④ 実習開始前には必ず実習館と連絡をとり、打ち合せ等を行っておくこと。
- ⑤ 実習にともなう諸費用(教材費、交通費、入館料等)は、全て自己負担とする。
- ⑥ 博物館実習終了後、欠席届(所定用紙)に必要事項を記入のうえ、教務課へ届け出た者については、担当教員の判断により、欠席として取り扱わない場合もある。

6. 学芸員資格証明書

学芸員資格については、本学で発行する「学芸員資格証明書」をもって有資格者として認定される。資格取得要件を満たした者については、卒業日以降に「学芸員資格証明書」が発行可能。

証明書の種類	手数料	備考
学芸員資格証明書	1通につき 300円	申し込み日から1週間後に交付。 (日曜・祝日および事務休業日を除く) *卒業年次生は事前に申し込みをすることで 学位授与式当日に交付可能。

7. 学芸員課程登録手続き

博物館学芸員課程の履修希望者は、学芸員課程説明会に出席し、書類を作成し受講料を添えて手続き締切日までに教務事務室教務課に提出すること。なお受講料(20,000円)は、2年次前期オリエンテーション期間中に支払うこと。以下の3点が揃っていない場合は、2年次以降の資格科目を受講することができないため注意すること。

[提出書類]

- ① 博物館学芸員課程受講カード（必要事項を記入し、顔写真を貼り付け提出。）
- ② 博物館学芸員課程履修登録票
- ③ 受講料 20,000 円（教務事務室教務課で金額分証紙を購入し「納付書」に貼り付け提出。）
※③は 2 年次履修者のみ。

以 上

博物館学芸員について

1. 博物館学芸員とは

博物館で、以下に掲げる職務に従事する専門的職員（学芸員・学芸員補）として働くための国家資格です。

- ① 博物館資料の収集、保管、展示。
- ② 博物館資料の利用に関する説明、助言、指導。
- ③ 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究及び保管、展示等に関する技術的な研究。
- ④ 博物館資料に関する案内書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等の作成。
- ⑤ その他企画、立案に関する業務。

それ以外に、専門業務に付随する事務の仕事（資料台帳の作成、協議会・研究会の記録など）も並行して行う必要があります。

2. 博物館学芸員になるには

学芸員の資格を取得するためには、以下の方法があります。

- ① 本学で開講されている博物館学芸員課程で、所定の科目を履修して取得する方法
(さらに3年次には、2日間の博物館見学実習および1週間程度の博物館実習がある)
- ② 文部科学省が年1回実施している学芸員認定試験に合格する方法

3. 本学課程のスケジュール

1年次：博物館学芸員課程説明会

2年次：本登録の手続き

2年次終了時までには、学芸員課程の単位を除き66単位以上修得が望ましい。

3年次：博物館見学実習（2日）、博物館実習（1週間）

資格取得要件を満たした者は、希望すれば3月の卒業式以降に「学芸員資格証明書」が発行可能。

4. 博物館とは

博物館法第2条では博物館を次のように定めています。

「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関である。

博物館には、総合博物館、歴史博物館、美術館、科学博物館、動物園、水族館、植物園などがあります。博物館の機能として以下の4つがあります。

① 資料の収集

博物館を評価する基準のひとつとして、博物館がその専門領域において、どれだけ優れたコレクションを所有しているか、ということがあります。しかもコレクションの数だけでなく、資料間の

相互関係が大切であり、そこに「構造」を持ち、体系的であることが重要になります。また、博物館の所有する「資料」とは、「もの+情報」を指します。

② 資料の保管

博物館における資料の保存管理は、調査・研究、教育活動など、その資料を「利用する」ことを前提としています。資料の利用が活発になると、資料の傷みも早くなります。

博物館では、調査・研究、教育普及活動をおこないつつ、資料をできるだけよい状態に保つ方法を常に考えていかなければなりません。資料の保管は、化学、物理など理科系の知識と、それを土台とした具体的な技術が要求されます。

③ 資料に関する調査・研究

博物館における調査・研究活動とは、博物館が収集・保管している専門分野についての調査・研究、資料の収集・保管に関する技術的研究、そして資料を博物館の利用者と結びつけるために博物館独自の方法を研究することに分けられます。

④ 教育普及活動

講座、講演会、野外学習、動物園のサマースクールなど、博物館の特色を生かした教育活動をおこないます。博物館は図書館とならび社会教育（強制されない学習）の拠点であり、教育普及活動は重要な活動です。

このように、博物館は珍しいものを集めて陳列し、それを人に見せる「施設」のことではなく、ものを収集、保管し、調査研究を行い、その成果を公開して人々に利用してもらう社会教育のための“機関”なのです。

5. 学芸員として働くには

これまでに述べてきたことから分かるように、学芸員として採用されるには、資格は当然のことながら、本人の専門性が重要になります。自分の専門領域でそれなりのことができなければ学芸員にはなれません。近年では、採用条件として大学院修了以上の学歴を必要とすることが多く、選考の参考にこれまでの研究実績を提出することもあります。しかし、学芸員の採用は欠員補充型が多く、定期的に募集があるとは限らず、あっても募集人数が少ないのが現状です。このため就職はかなり狭き門となっています。採用方法は、国公立、私立とも博物館によって様々なので、志望者は情報収集が大切です。大規模な博物館では、専門職として採用されるケースが多く、それ以外の公立博物館では一般行政職として通常の公務員試験により採用され、博物館に配属されることとなります。必ずしも希望どおり博物館に配属される保障はなく、また、数年後には転属ということも覚悟する必要があります。以上を踏まえた上で、大学院に進学し、自己の専門性を深めるなど、長期的な計画が必要になります。また、求人情報の収集については、ホームページ等をまめにチェックするなど幅広く情報を集めることが必要となります。学芸員関係の求人情報は以下のホームページなどで検索できます。ただし、誤った情報が流れることも稀にあるので、必ず信用できる情報の確認をしましょう。

- ・ハローワークインターネットサービス (<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>)
- ・学芸員就職課 (<http://yondaro.fc2web.com>)
- ・地方公務員採用試験案内 (<https://www.j-lis.go.jp/spd/exam-guide/shiken-annai.html>)

以上